肥料登録申請（肥料登録有効期間更新申請）における手数料のオンライン納付のご案内

肥料登録申請及び肥料登録有効期間更新申請（以下「更新申請」という。）を行う際に、手数料の納付をオンラインで行う場合の手順や注意事項を次に示しております。オンライン納付による申請を行う前に、ご一読いただきますようお願いします。

（１）手数料のオンライン納付をご利用いただける方

- □ 「（２）使用可能な決済方法」にお示しした方法が利用可能な方であって、スマートフォンやパソコン等によるインターネットへの接続及び簡単な入力操作等が可能な方
- □ 更新申請の場合は、現行登録の有効期限満了日の４４日前までにオンライン納付の事前登録を行える方

（２）使用可能な決済方法

＜クレジットカード＞

VISA、Mastercard、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club

※ただし、海外で発行されたクレジットカード、プリペイド機能のついたクレジットカード、デビット機能のついたクレジットカードはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

＜コード決済＞

PayPay

１　特にご注意いただきたい事項

・肥料登録申請では、公定規格の有無、肥料の種類などにより申請窓口が異なります。（国又は都道府県）必ず事前に申請窓口（岐阜県農政部農産園芸課（TEL：０５８－２７２－８４２８）までご相談ください。

・申請書及び添付書類（以下「申請書類一式」）を全て作成したうえで、「オンライン納付の事前登録」を行ってください。書類作成にあたってご不明な点がある場合は、事前登録をする前に申請窓口までご相談ください。

・更新申請の場合は、現行登録の有効期限満了日の４４日前までに「オンライン納付の事前登録」を行ってください。現行登録の有効期限満了日の４４日前以降に申請される場合は、原則オンライン納付はご利用いただけませんので、申請窓口までご相談ください。

・オンライン納付の決済が行われた日を受付日としますので、更新申請の場合は、現行登録の有効期限満了日の３０日前までに必ず決済を完了してください。決済が行えないときは、至急申請窓口までご相談ください。

２　オンライン納付の事前登録リンク

申請窓口　岐阜県農政部農産園芸課

URL：https://logoform.jp/form/T8mB/1436241

（１）メール認証

　上記 URL のフォームに、受信可能なメールアドレスを入力し、「送信」ボタンをクリックしてください。

（２）メールアドレスの認証後の操作

　メールアドレスが認証されますと、そのメールアドレスあてにメールが送信されます。メールに記載されたＵＲＬをクリックすると仮申請用のフォームに遷移します。フォームの案内にしたがって、必要事項の入力をお願いします。

　なお、メールが届かない場合は、メールアドレスにお間違えないか、迷惑フォルダに入っていないか等をご確認のうえ、再度メール認証を行ってください。

３　オンライン納付を行う場合の申請フロー

オンライン納付をご利用いただいた場合の申請フローは以下のとおりです。右に記載した留意事項を併せてご確認ください。

□：申請者が行う手続　　□：県が行う手続

①申請書類一式の作成

・オンライン納付の事前登録後に速やかにご提出いただくため、あらかじめ申請書類一式を作成してください。

↓

②オンライン納付の事前登録

・「２」に示したＵＲＬから事前登録を行ってください。
・更新許可申請の場合は、現行許可の有効期限満了日の４４日前までに事前登録を行ってください。

↓

③申請書類一式の郵送又は持参

・事前登録後、あらかじめ作成した申請書類一式を申請窓口まで郵送（又は持参）してください。
・申請書類一式は事前登録した日から遅くとも７日以内に申請窓口に到着するようにしてください。なお、郵送される場合は、確実に送達いただくため、特定記録やレターパックなど追跡できる方法で郵送してください。
・登録申請の場合、肥料の見本は手数料納付後に提出をお願いします。

↓

④申請書類一式の到着後に書類確認

・申請書類一式の到着後、申請窓口において書類が整っているか確認を行います。
・申請が集中した場合など、確認に数日を要することがありますので、有効期限が近付いているなどの特段の事情がある場合は、申請窓口にご相談ください。

↓

⑤手数料の納付フォームのＵＲＬをメール通知

・書類確認後に、申請窓口から手数料納付の案内メールを送信します。
・迷惑メールフォルダに入らないよう設定をお願いします。
・申請書類一式送付後しばらく経過しても納付の案内メールが届かない場合は、恐れ入りますが、申請窓口までご確認ください。

↓

⑥手数料の納付

・通知メールの受信後７日以内にクレジットカード又はＰａｙＰａｙにより手数料を納付してください。ただし、更新申請の場合は、現行登録の有効期限満了日の３０日前までに必ず決済を完了してください。
・納付があった日を受付日とします。
・登録申請の場合、手数料納付後に肥料の見本を提出してください。

４　手数料について

手数料の額は下記の表をご確認願います。
なお、「オンライン納付の事前登録」では、予定金額をご確認いただけます。
申請内容の審査完了後、確定した金額と決済情報入力のための URL をメールにてお送りします

令和８年２月１日現在

申請の内容	手数料の額
普通肥料登録申請 （法第４条第１項第６号に掲げる普通肥料※）	18,000 円
普通肥料登録申請 （法第４条第１項第７号に掲げる普通肥料※）	35,000 円
普通肥料登録更新申請 （法第４条第１項第６号に掲げる普通肥料※）	3,600 円
普通肥料登録更新申請 （法第４条第１項第７号に掲げる普通肥料※）	7,100 円

※普通肥料の種類は、肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項を参照してください。

第１号	・化学的方法によつて生産される普通肥料 （第3号から第5号までに掲げるもの及び石灰質肥料を除く。）
第２号	・化学的方法以外の方法によつて生産される普通肥料であつて、窒素、りん酸、加里、石灰及び苦土以外の成分を主成分として保証するもの （第4号に掲げるものを除く。）
第３号	・汚泥を原料として生産される普通肥料その他のその原料の特性からみて銘柄ごとの主成分が著しく異なる普通肥料であつて、植物にとつての有害成分を含有するおそれが高いものとして農林水産省令で定めるもの （第5号に掲げるものを除く。）
第４号	・含有している成分である物質が植物に残留する性質（以下「残留性」という。）からみて、施用方法によつては、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されるものとして政令で定める普通肥料 （以下「特定普通肥料」といい、次号に掲げるものを除く。）
第５号	・特定普通肥料であつて、第3号の農林水産省令で定める普通肥料に該当するもの
第６号	・第1号から第5号までに掲げる普通肥料の一種以上が原料として配合される普通肥料（前三号に掲げるものを除く。）
第７号	・第1号から第6号に掲げる普通肥料以外の普通肥料（石灰質肥料を含む。）